

平成 30 年 度

# 川口市いじめから子どもを守る委員会

## 活 動 状 況 報 告 書

(平成30年4月～平成31年3月)

令和元年7月

川口市いじめから子どもを守る委員会

# 目 次

<b>1</b>	<b>いじめから子どもを守る委員会概要</b>	<b>1</b>
(1)	設置の経緯	1
(2)	所掌事務	1
(3)	委員(3人/任期2年)	1
(4)	委員による面接相談	1
(5)	定例会	1
(6)	調査・調整	1
<b>2</b>	<b>活動について</b>	<b>2</b>
(1)	活動状況	2
(2)	啓発・研修(いじめから子どもを守る委員会主催)	2
(3)	啓発・研修(他部局主催)	3
(4)	周知・広報	3
<b>3</b>	<b>相談ケースと対応状況</b>	<b>4</b>
(1)	校種および学年	4
(2)	受付種別	4
(3)	調整活動	4
(4)	いじめを受けた子どもの性別	4
(5)	いじめの発生場所	4
(6)	いじめに関わった人	4
(7)	いじめの態様	4
(8)	相談者	4
<b>4</b>	<b>委員活動から見えてきた課題</b>	<b>5</b>
<b>5</b>	<b>一年を振り返って</b>	<b>6</b>

# 1 いじめから子どもを守る委員会の概要

## (1) 設置の経緯

子どもが将来に明るい希望を持って生活し、学び、健やかに成長できるまちの実現のため、いじめの防止・早期発見・対応に関する市及び学校の責務、保護者・子ども関連団体・関係機関等並びに市民の役割を明らかにし、いじめの防止等に関する施策の基本的事項及び組織について必要な事項を定める「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」が平成29年4月1日に施行された。

同条例に基づく新たな取り組みとして、市立学校各校に、学校全体でいじめの防止に取り組むための中心的な役割を担う「いじめ対応教員」を任命した。また、いじめの相談に対応するための「川口市いじめから子どもを守る委員会」を設置し、同年5月より相談業務を開始した。

## (2) 所掌事務（条例第16条）

- ・いじめ（いじめの疑いがある場合を含む）に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- ・いじめに関する救済の申立てに基づき、いじめの事実の有無の調査、調整、勧告または是正の要請を行うこと。
- ・市長に対し、いじめの再発防止及びいじめの問題の解決を図るための方策の提言等を行うこと。

## (3) 委員（3人／任期2年）

角南 和子（弁護士 ※委員長）  
並木 茂夫（教育関係者）  
星野 崇啓（小児科・児童精神科医）

## (4) 委員による面接相談（要電話予約）

相談日 … 第1～3木曜日午後（月により変動あり）

予約電話 … 048-258-4093

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8時30分～17時15分

## (5) 定例会

相談ケースの共有、意見交換、今後の対応等に関する委員会としての意思統一を図るため、毎月1回開催。

## (6) 調査・調整

救済申立て等に基づき、いじめの事実の有無に関する調査を実施し、必要に応じ、いじめの防止等のための調整を行う。

## 2 活動について

### (1) 活動状況

月	内 容	件数	月	内 容	件数
4	相談業務 定例会	0 1	10	相談業務 定例会	2 1
5	相談業務 定例会	0 1	11	相談業務 調査・調整活動 定例会	4 1 1
6	相談業務 定例会	0 1	12	相談業務 第2回勉強会 定例会	1 1 1
7	相談業務 定例会	1 1	H31 1	相談業務 調査・調整活動 定例会	2 1 1
8	相談業務 第1回勉強会 定例会	1 1 1	2	相談業務 定例会	3 1
9	相談業務 定例会	0 1	3	相談業務 定例会	0 1

### (2) 啓発・研修（いじめから子どもを守る委員会主催）

「いじめ対応についての勉強会」

趣 旨：学校現場において、いじめを早期に発見し、児童・生徒に対し適切に対応する事が重要であることから、研修等の機会の提供により、教職員等のスキルの向上や対応力の向上を図る。

#### ○第1回勉強会

日 時：平成30年8月8日（水）午後2時～5時  
場 所：川口市役所第二庁舎地階 第1・第2会議室  
講 師：委員会委員（角南和子、並木茂夫、星野崇啓）  
参加者：9名

〈内容〉

「いじめの社会問題化と定義の変遷」について、角南委員長による講義の後、実際の裁判例を題材にグループワークや、いじめから子どもを守る委員会委員によるセッションを通じて、有効な「いじめ対応」を考えた。

#### ○第2回勉強会

日 時：平成30年12月27日（木）午前9時30分～12時30分  
場 所：川口市役所5階 大会議室  
講 師：委員会委員（角南和子、並木茂夫、星野崇啓）  
参加者：30名

〈内容〉

角南委員長より「いじめから子どもを守る委員会活動内容」について説明の後、事前に配布した検討ケース資料を基に、テーマ①に沿ってグループ討議及び発表を行った。続いて星野委員による「いじめの構造と対応」の講義を受け、理解を深めた上でテーマ②に沿ってグループ討議及び発表を行った。勉強会のまとめとして並木委員による「いじめ問題解決の一步～いじめる子の指導」の講義が行われた。

(3) 啓発・研修（他部局主催）

○平成30年度いじめ対応教員研修会（学校教育部主催）

5月15日（火）「いじめに関する基礎や具体的なケースについて」

講師：角南 和子 委員長

参加者：市立小・中学校いじめ対応教員

○第7回いじめゼロサミット（学校教育部主催）

12月19日（水）「いじめ予防授業」

講師：角南 和子 委員長

参加者：全小・中学校生徒78名、引率教員

○平成30年度第2回いじめ対応教員研修会（学校教育部主催）

平成31年1月9日（水）「いじめ問題解決の一步」

講師：並木 茂夫 委員

参加者：市立小・中学校いじめ対応教員

(4) 周知・広報

- ・市立学校長会議での周知
- ・広報かわぐち…相談窓口ページ（毎号）
- ・ホームページ
- ・チラシ・カード配布…市内小・中学校・高校（県立・市立）、特別支援学校、市内学習塾（チラシ）
- ・男女共同参画啓発誌「カラフル」（市民生活部発行）

### 3 相談ケースと対応状況

#### (1) 校種および学年

校種	ケース数						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学校	0	5	1	4	1	3	14
中学校	1	1	2				4
高校	0	0	0				0
その他							0
							18

※前年度からの継続ケースも含む

#### (2) 受付種別

電話	来庁	合計
16	2	18

【内訳】 ・電話等で終了 11ケース  
 ・委員面談実施 6ケース（延べ14回対応）  
 ・委員面談予約 1ケース（次年度実施）

#### (3) 調整活動

内容	ケース数	対応数
学校訪問	2	2

#### (4) いじめを受けた子どもの性別

性別	小学校	中学校	高校	その他
男子	6	3	0	0
女子	8	1	0	0

#### (5) いじめの発生場所

学校	※子ども関連団体	放課後児童クラブ	塾	インターネット	その他
12	3	2	0	0	0

※スポーツクラブ

#### (6) いじめに関わった人（複数）

同級生	上級生	下級生	学年不明な子ども	指導者	保護者
11	2	0	2	1	2

#### (7) いじめの態様（複数）

暴力	暴言・悪口	無視・仲間はずれ	インターネット	物を隠す	落書き	差別
2	11	4	0	2	1	2

#### (8) 相談者

本人	父	母	親族	友達	先生	近隣知人	不明	その他
5	4	7	0	0	2	0	0	0

## 4 委員活動から見えてきた課題

- (1) 子どもが自分で電話をしてきたが、保護者につながらなかったため子ども一人では面接相談にこられないというケースがあった。  
当委員会の相談は面接相談であり電話は相談の受付窓口であるので、そのことがわかるように広報の仕方を工夫するとともに、学校教育部指導課の行っている電話相談の利用を子どもたちにさらに周知できるよう連携をとっていく必要があると考える。
- (2) 学校側にも保護者対応についての相談先が必要な場合があった。  
教員が参加しやすい勉強会などを通じて、学校側も相談や調整活動で委員会を利用できることの理解を得ていくべきであると考えます。
- (3) いじめを受けた側の子どもの気持ちに寄り添う姿勢が不十分な教員も見受けられたので、教員のいじめへの理解を深めるとともに対処力等の向上を図るため勉強会を継続していく。
- (4) 外国籍の子どもや保護者からの相談がないが、相談がないからいじめがないとは考えられないので、外国籍の子どもや保護者も相談をしやすくなる仕組みが必要であると考えます。

## 5 一年を振り返って

角南和子 委員長

相談の予約を取るのは保護者ですが、苦しんでいたり困っていたりしているのは子ども本人なので、本人から話をできるだけ聴くようにしてきました。保護者と一緒に来て、保護者が代わりに話しても、あなたのことだからあなたに話してほしいと頼むと、子どもは自分の言葉で話してくれ、保護者もそれをじっと見守ってくれました。

こうして子ども自身の話を聞いてきて気づいたのは、子どもは大人が思っているよりずっと、自分で考え自分で何とかしたいと思っているということです。子どもは、初めて会う大人が、自分の話を真剣に聞いているという状況にいただけで、言いたいことを伝えようとする力を使ってみせてくれます。もしかしたら、学校へ調整活動に行ったり保護者にアドバイスをしたりすることと同じくらい、もしくはそれ以上に親でも教師でもない大人の私たち委員には、子どもの声を丁寧に聞くという役割が求められているのかもしれない。今はまだ、いじめを受けた側の相談にのることしかできていませんが、今後は、各学校と連携する方法を模索し、いじめをしてしまった側の子どもの声も聴く事ができるようになればと思います。

昨年度は、委員会主催で学校の先生方と一緒に、いじめの勉強会を2回行うことができたので、今後もこれを絶やすことなく、先生方との具体的連携が築けるようにしていきたいと思っています。

並木茂夫 委員

これまでの多くのいじめ事例が、学校生活に起因している傾向にありました。学校で永年培ってきた経験から解決に向け支援してきましたが、事例によっては学校に、より適切な対応を求める必要性を感じています。子ども自身が解決主体となるように、トラブルは子ども自身が持つ「自らの力」で乗り越え克服してほしいと願う教師の想いで学校は対応している事が多くあります。だが現在、いじめに苦しんでいる子ども達は、学校のこうした姿勢や指導だけでは十分な対応がなされたとは言えず、むしろ解決が長引き、問題解決を困難にしていると感じています。

今日の学校のとるべき姿勢は、早期段階で被害者親子に寄り添い、学年や学校全体で組織的に見守る、学内の積極的指導体制が不可欠であると考えます。チームで組織的に支援することで、はじめて丁寧な関わりが可能になり得ると思います。

来年度は、学校全体での組織的取り組みの重要性を理解していただくよう、発信していきたいと決意しております。



委員を拝命して2年が経過しました。

ご相談をお受けすればするほど、いじめという問題の奥深さを感じています。

いじめ問題で表面的に見えるものは加害者と被害者が存在する何らかの暴力ですが、暴力の目的はそこにいる、集団の構成メンバー全体にある孤立への恐怖感に由来する、特定の子どもへの自己防衛的な排除であることが、現場の様子から切実に感じられるようになってきました。だれもひとりぼっちになりたくないという不安のもと、誰かをいじめるという形で仲間作りをしているように感じられます。

そのような背景には、社会全体の価値観の多様化による、子どもたちの生きづらさがあるのかもしれませんが。こういうあり方もあるし、そうでないあり方もあるし・・・となると、どこを共通項にすれば、自分は集団から外れていないのかわからない・・・という不安を強くさせているように見えます。

そして同じことが大人社会の中に相似形として見え隠れすることが、今年度一番切実に感じた点です。いじめ事件の中心になってしまう子どもの家庭は、やはり生きづらさを抱えた家族であることが多いなと身にしみて感じる1年でした。地域の中でコミュニケーションをとることが苦手な家族が、子どもの存在に関して過度に依存してしまう不適切養育家庭が、被害側にも加害側にもみられることが多いように思います。

いじめへの対応は、加害・被害の事件解決に主点をおくだけでなく、子どもの多様化を認めつつ集団で孤立しないような配慮をするとともに、家族が社会の中で守られる支援が必要なのだということを意識して、今後も子どもたちに向きあっていきたいと思います。